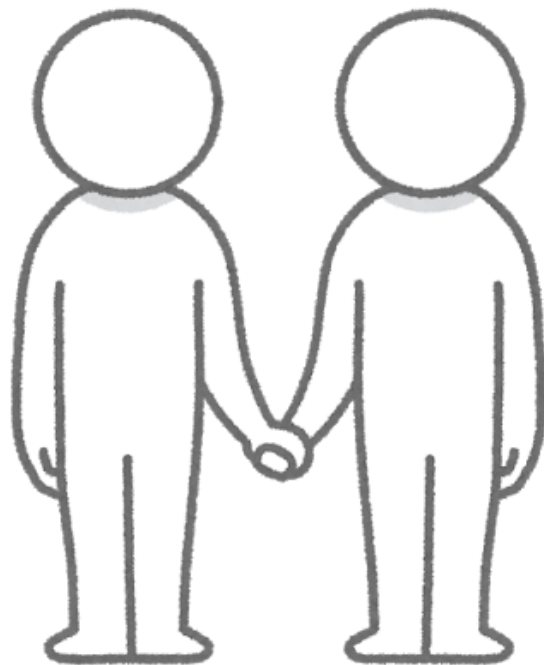


# 小金井市地域自立支援協議会

## 平成26年度 報告書



図：支えあえるまちを目指して

小金井市地域自立支援協議会

2015（平成27）年5月

## 1 目的

第4期地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の活動結果をまとめ、小金井市の福祉の向上、新たな法整備への対応等、今後の小金井市の福祉行政の向上を図ることを目的とする。

## 2 協議会での協議事項

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) その他必要と認められること。



### 3 第4期小金井市地域自立支援協議会 組織図



#### 4 地域自立支援協議会の経過

##### (1) 全体会

開催日	議論内容
平成26年 5月30日	議題 (1) 委嘱状交付 (2) 会長の互選 (3) 副会長の互選 (4) 会議録 (5) 第3期地域自立支援協議会からの引き継ぎ事項 (6) 特別支援ネットワーク協議会からの引継ぎ事項 (7) 専門部会設置について (8) その他 報告 (1) 障害福祉計画について (2) その他 事務連絡
8月29日	議題 (1) 自立支援協議会のまとめ方について (2) 障害福祉計画について (3) 部会からの報告 (4) その他 事務連絡
11月28日	報告 (1) 平成26年度地域自立支援協議会交流会参加報告 (2) その他 議題 (1) 部会からの報告 (2) 障害福祉計画（全体の確認・スケジュールの確認） (3) その他 事務連絡
平成27年 2月27日	議題 (1) 部会からの報告 (2) 第4期障害福祉計画について (3) 地域自立支援協議会のまとめについて (4) その他

(2) 部会

① 相談支援部会

開催日	議論内容	意見・要望など
平成26年 6月27日	・部会の開催日時 ・部会のテーマ	・金曜日 16:30~18:00 ・テーマ 「第3期の振り返りを行ない相談支援の問題点を抽出する」 「障害福祉計画について」 「高齢者分野、障がい者分野のサービス、システムのすり合わせ」 「当事者の意見を反映する」 「権利擁護センターにおける家庭支援」 「相談支援事業所の増設」 「障害福祉サービスと高齢者のサービスのつなぎ」 「書式の検討」
7月25日	・計画相談支援の体制整備について現状と課題	・事業所が足りない。 ・社会資源が足りない。 ・対象事業所を絞ってアプローチする。仕事を全体でシェアする。仕事の融通をきかせる工夫をする。
9月26日	・相談支援体制整備の課題 ・障害福祉計画の内容検討	・事業所を立ちあげても採算がとれない。 ・ライフステージに応じたニーズの把握が必要。 ・書類の簡素化やソフトを統一するなど取り組みが必要。
10月24日	・障害福祉計画について ・計画相談支援の加速化策について	・障害福祉計画について、長期在院患者数から18%以上の削減目標を加味し10人分のサービスを見込む受け皿が必要、福祉施設から一般就労への移行が控えめの目標となって

		<p>いるので見直すべき、また、施設入所者の地域生活への移行については、小金井市の場合は入所希望待機者を加味すると増減ゼロで妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録型相談員の募集と体制の統一化を推進する。</li> </ul>
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制整備の進捗の確認</li> <li>・計画相談の情報提供の仕組みについて</li> <li>・同行援護の支給量の見直しについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市介護保険事業者連絡会と勉強会、交流会を企画する。</li> <li>・基幹相談支援センターにて登録型相談員の研修を進めている。</li> <li>・同行援護については、適切な支給量の検討を行なう。</li> </ul>
平成27年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談の加速化策に向けて、介護保険に倣うもの</li> <li>・支給決定基準の見直しについて</li> <li>・障害福祉計画（原案）に対するパブリックコメントへの回答に対する提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書式の統一化については、市のフォーマットを参考に検討する。</li> <li>・来年度に、小金井市介護保険事業者連絡会との勉強会を開催予定。</li> <li>・支給決定基準についての事業所への説明会を開催予定。</li> <li>・当事者を交えたワーキンググループを開催予定。</li> <li>・他市、他地域との比較、計画と実績の比較をし、基準の信憑性を判断する。</li> </ul>
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度1年間の振り返り、27年度のスケジュール作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年度は高齢者の施策、介護保険へつなぐという視点を持って、介護保険の地域包括支援センター、ケアマネジャーを視野に入れ、支援の在り方を検討する。また、勉強会の実施し具体的な事例を使用し支援の在り方を検討する予定である。</li> </ul>

② 生涯発達支援部会

開催日	議論内容	意見・要望など
平成26年 6月27日	・ 児童発達支援センター「きらり」の現状について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は何でも「きらり」と考えがち、早急に発達支援システムを作る必要がある。</li> <li>・ 幼保小中一体での連携とは、共通のテーブルがない、協議の場として考えたい。</li> </ul>
7月25日	・ 幼稚園、保育園の現状と課題についての共通確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人手不足の解消には、待遇改善が必要。</li> <li>・ 市の連携プランが明確になると良い。</li> </ul>
9月26日	・ 障がい児をお持ちの保護者に現状と課題をお話いただく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育施設等の十分な確保。</li> <li>・ 公的な支援の充実。（個人が入園、入学先を探すのではなく）</li> <li>・ 入園、入学先の選択の拡充。</li> <li>・ 学校の環境整備と加配・介助制度の充実。（学童を含む）</li> <li>・ 理解や援助内容が引き継がれる支援の確立。</li> </ul>
10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターに係わる関係機関向けアンケート報告</li> <li>・ 障害福祉計画について</li> <li>・ 障がい児の保護者に現状と課題をお話いただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校と児童発達支援センターとの連携が希薄である。それは、中高校生対象の訓練がないことが一因であると考えられる。</li> <li>・ 障害福祉計画の目標数字についてどのように考えるかが課題。</li> <li>・ 就学相談の体制の検討。</li> <li>・ 差別解消法などを含めた学校での対応について検討する。</li> </ul>
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小金井市障害者就労支援センターの紹介</li> <li>・ 小金井市の特別支援学級と通級指導学級の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労支援センターの登録者201名のうち56名は発達障がいのある方。</li> <li>・ 障がい者雇用の形式的な制度面は整備されてきた。</li> <li>・ 現状は、発達障がいを持つ方の就労支援が難しい状況。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井第一中学校には自閉症・情緒障害の固定学級がある。（中学校では数少ないリソース）</li> </ul>
<p>平成27年 1月23日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の現状と課題について報告・意見交換</li> <li>・障害福祉計画（案）への意見等について意見交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいと統合失調症の重複障がい者の家族による話を紹介した。また閉じこもり状態の当事者とその家族へ精神障害者関連の情報が届きづらい現状について、市のホームページや市報で関係機関の存在を繰り返し分かりやすく広報すること、他障害との格差是正や障害特性への理解浸透は関連施設等が連携して取り組む必要がある。</li> <li>・障害福祉計画(案)については、公共施設の管理部署や販売行為の方法・対象・範囲等関連先と調整して販売の可能性を検討する。</li> </ul>
<p>平成27年 3月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度の課題、27年度の課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保小連携でのさくらシートの活用具体化。障がい児だけでなく小金井の全ての子どもたちがさくらシートを持つ取組みの検討。</li> <li>・きらりや地域自立支援協議会について、当事者団体等や障害者週間と連携し積極的に発信をしていくこと。</li> <li>・当事者、保護者から直接話を伺い、ニーズを丁寧に聞き部会の中心において運営を進めていきたい</li> </ul>



③ 生活支援部会

開催日	議論内容	意見・要望など
平成26年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者事業の問題点の洗い出し。</li> <li>・障害福祉計画見直しを含めた年間スケジュールの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム利用者も確認の対象として名簿に記載すべき。</li> <li>・支援者連携、一時避難場所の機能強化</li> <li>・一時避難所における福祉的スペースの確保</li> <li>・日常的な地域自治会・学校等に対しグループホームの存在や関わりを作る。</li> </ul>
7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視力、聴覚障がい者の方の意見聴取と3.11の体験談を聞く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がいのある方にとっては文字情報等の見える情報化が重要、そのためのコミュニケーションツールが避難所に準備されていること。</li> <li>・視覚障がい者にとっては音の情報が必要、音量や声(発音)が明瞭であること。避難所へは一人では困難である。</li> </ul> <p>その他避難所開設にあたり種々の配慮と機器等の準備が必要。</p>
9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画(修正案)の検討</li> <li>・障害福祉計画2章2節の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画(修正案)パブリックコメントに対して協議会としての修正意見の取りまとめを行った。</li> <li>・数値目標についての一部疑義と修正意見</li> </ul>
10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画(修正案)に向けて意見書の取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画への提言として意見書をまとめ提出する。</li> </ul>
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難や避難所運営等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マニュアルや障がい別の災害時用リーフレット等他自治体や障がい者団体の発行物について検討。市と障がい者団体との協定書について</li> </ul>

<p>平成27年 1月23日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期小金井市障害福祉計画（案）に対する意見及び検討結果についての説明と回答内容の検討</li> <li>・災害時における支援に関する協定書（案）の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画の範囲外（工賃アップや「障害者福祉計画」の進捗や課題に折り込むべきものなど）の質問や意見については、その旨を記載するなど、一定の整理が必要。また、当事者目線に立ち、自立支援協議会やその他の関係機関で改善できる可能性があるものについては、できる限りその旨を記載すべきである。</li> <li>・協定書（案）について「当事者団体用」と「施設運営者用」の2種類をたたき台として、内容を検討し、第2条（情報の共有）において、他者に情報を漏らさない旨の規定がわかりにくいとの指摘があった。</li> </ul>
<p>3月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時の避難所運営10カ条」と「災害への備え」の障がい者向けパンフレットについて検討</li> <li>・27年度の協議事項について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二つのパンフレットの整合性の確認。また、27年度に聴覚障がい者のために災害時の目印となるビブス配布を予定していることも視野に入れて文言の修正を行った。さらにはヘルプカードや救急キットの情報も盛り込み、出来上がったパンフレットはホームページに掲載し当事者の方々に活用してもらえるようにしたい。</li> <li>・27年度は障害者差別解消法施行に向けた検討、障害者権利条約を含めた学習、障害者計画の見直し作業等が予定される。</li> </ul>

(3) 平成26年度の実績

① 平成26年度協議実績

- ・ 防災パンフ(障がい者支援用)
- ・ 第4期障害福祉計画
- ・ 地域防災計画(修正案)への意見

② 平成26年度成果物

- ・ 地域防災計画へのパブリックコメント
- ・ 第4期障害福祉計画



5 平成27年度への引き継ぎ事項

(1) 全体会

- ① 差別解消法施行に向けて、小金井市での取組み
- ② 福祉マップの作成
- ③ 当事者部会などの意見を取りまとめる場所の検討
- ④ ワーキングや特別部会の検討
- ⑤ 市内にある様々な団体の取組みに、協議会と一緒に協賛、後援などを行えるよう検討
- ⑥ 地域自立支援協議会の枠組み、「創造的」「自主的」
- ⑦ 仮「自立支援講座 全10回」等
- ⑧ 障害者計画の検証のための実態把握
- ⑨ 小金井市ホームページ全体のあり方
- ⑩ 障害者差別解消法の講演会(市民向け、庁内向け、事業所向けなど)



(2) 部会

① 相談支援部会

- ・ 計画相談支援の加速化策



② 生涯発達支援部会

- ・ 幼保小連携に向けた対策



③ 生活支援部会

- ・ 災害時対策マニュアル
- ・ 障害者差別解消法の施行に向けた対策 ⇒ 取組み等検討
- ・ 障害者計画の検証のための実態把握の方法等について



# 資料編

第4期小金井市地域自立支援協議会 委員

	氏名	選出区分	部会構成
	ウエカサ ヤスヒト 植草 康仁	市民公募 (1人)	相談支援部会
	モリタ シュンジ 森田 純司	相談支援事業者 (4人)	[部会長]相談支援部会
	ミスノ モトコ 水野 元子		相談支援部会
	カハラ ユウコ 中村 悠子		生涯発達支援部会
	クノ ノリコ 久野 紀子		相談支援部会
	ヨシオカ ヒロユキ 吉岡 博之	福祉サービス事業者 (3人)	生活支援部会
	コマツ スナオ 小松 淳		生活支援部会
	ヨシオ ミキ 吉尾 実木		相談支援部会
	ホンダ ヒロコ 本田 ひろこ	保健・医療関係者 (1人)	生活支援部会
副会長	ヤノ リツグ 矢野 典嗣	教育関係者 (4人)	[部会長]生活支援部会
	トネ タクシ 刀根 武史		生涯発達支援部会
	ワタナベ タカユキ 渡邊 孝之		生涯発達支援部会
	オガタ クミ 緒方 久美		生涯発達支援部会
	オオクボ ヨシヒロ 大久保 昌弘	企業関係者 (1人)	生活支援部会
	ハバ トシアキ 馬場 利明	障害者団体 (3人)	生活支援部会
	アカギ トシカズ 赤木 敏一 ホリナカ さかえ 堀中 榮		相談支援部会
	モリタ フミオ 森田 史雄		生涯発達支援部会
	ボーバル サトミ 聡美	就労関係者 (1人)	生涯発達支援部会
会長	タカハシ サトル 高橋 智	学識関係者 (1人)	[部会長]生涯発達支援部会
	オガタ スミコ 緒方 澄子	民生・児童委員 (1人)	生活支援部会
	タケイ ユキコ 武井 由紀子	権利擁護関係者 (1人)	相談支援部会

## 小金井市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。

### (運営主体)

第2条 小金井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営主体は、小金井市とする。ただし、市長は、相当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) その他必要と認められること。

### (委員の構成)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 1人以内
- (2) 相談支援事業者 4人以内
- (3) 福祉サービス事業者 3人以内
- (4) 保健・医療関係者 1人以内
- (5) 教育関係者 4人以内
- (6) 企業関係者 1人以内
- (7) 障害者団体 3人以内
- (8) 就労関係者 1人以内
- (9) 障害者福祉に関する学識経験者 1人以内

(10) 民生委員・児童委員 1人以内

(11) 権利擁護関係者 1人以内

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。

2 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に、それぞれ部会長を置く。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議は、公開とする。

ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)



第9条 市は、第4条第2項に規定する委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議会等の庶務は、協議会の運営受託者が行い、必要に応じて自立生活支援課と連携する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月24日要綱第30号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(小金井市特別支援ネットワーク協議会設置要綱の廃止)

2 小金井市特別支援ネットワーク協議会設置要綱(平成21年8月6日制定)は、廃止する。

## 非常災害時の避難所における

### 子ども・障がい者・高齢者への配慮をするために

平成27年3月27日

小金井市地域自立支援協議会

非常災害時に避難所が開設され、大勢の人が避難所に集まります。小金井市の場合、避難所の多くが市内の小中学校もしくは公民館等の施設や都立高校、大学構内となっています。

小金井市では、さまざまな災害を想定した地域防災計画が策定されています。この計画に基づいて種々の取り組みと対策が進めてきています。

当協議会としても障害児者に関わる分野での検討を進めて参りました。

障害者を含め、誰もが避難所で安全に過ごせるためにはどのような配慮や運営がなされると良いのか、重点ポイントを10か条という形で必要最小限にまとめて、チラシやポスターとして広く市民に伝えられないかと提案する次第です。

各避難所での設置に関するマニュアルの中に配慮事項として反映され、設置準備が進められ、広く市民に伝わり、非常災害時の避難所運営において避難者自らが参加し、復興復旧に積極的に関与できることができればと願っています。

先の地域防災計画(修正版)に対する提言も行いましたが、この時の提言内容も含め、今後、市の防災計画や各種の防災マニュアル策定にあたり参考にさせていただければ幸いです。